

個人のお客さまへ

公社債等の税制が改正されます！

- ◎ 税制上、「上場株式等」と同様の取扱いになります
- ◎ 「上場株式等」と「公社債等」の損益通算が可能になります

2016年1月から、公社債と公募公社債投信が税制上「上場株式等」と同様の取扱いになります

現行

税制上の取扱いが**異なります**

公社債等	公社債 公募公社債投信
上場株式等	上場株式※ 公募株式投信

※上場株式にはETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)、ETN(上場投資証券)等を含みます。

公社債等の 利子等	20.315% (源泉分離課税)
公社債等の 譲渡損益	原則、非課税
公社債等の 償還損益	総合税率
● 上場株式等との損益通算不可	

2016年1月以降

税制上の取扱いが**統一されます**

公社債等	公社債 公募公社債投信
上場株式等	上場株式※ 公募株式投信

公社債等の 利子・収益分配金、譲渡損益・償還損益	20.315% (申告分離課税)
● 上場株式等との損益通算が可能	
● 譲渡損失が3年間、繰越控除可能	

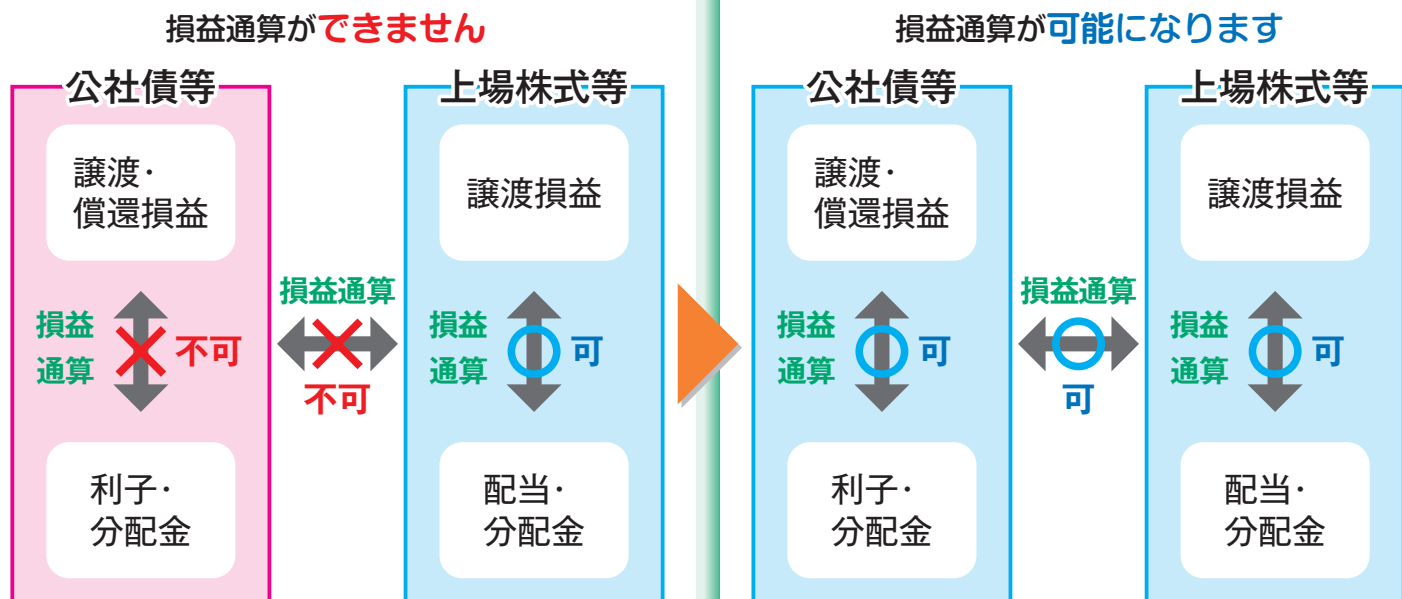


りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行

2016年1月から、「上場株式等」と「公社債等」の 損益通算が可能になります

現行

2016年1月以降



(注)「同族会社が発行する社債」や「預金保険の対象となっている金融債」、「私募公社債投資」等は本資料の対象外となります。

公社債等の譲渡益については、 確定申告が必要となります

- 「特定口座」をご利用されると、特定口座で「利子」「分配金」と「譲渡損失」の損益通算が可能となります。
- また、「源泉徴収あり」の特定口座をご利用の場合、「譲渡益」に関する確定申告が不要です。

くわしくはお取引店または下記まで

りそな銀行
「コミュニケーションダイヤル」
0120-24-3989

埼玉りそな銀行
「コミュニケーションダイヤル」
0120-77-3192

近畿大阪銀行
「コミュニケーションダイヤル」
0120-84-0600

自動音声に従い①(＃)を押してください。【受付時間】平日9時～17時

※本件に関するお問合せ・ご相談(サービスコード①(＃))の受付時間は、平日9時～17時とさせていただきます。

※土・日・祝日はご利用いただけません。

※年末年始、ゴールデンウィークにつきましては、受付時間が異なる場合がございます。

※プッシュ回線またはプッシュ音の発信可能な電話機からご利用ください。

商号等/株式会社りそな銀行
登録金融機関

近畿財務局長(登金)第3号
加入協会/日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会

商号等/株式会社埼玉りそな銀行
登録金融機関

関東財務局長(登金)第593号
加入協会/日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会

商号等/株式会社近畿大阪銀行
登録金融機関

近畿財務局長(登金)第7号
加入協会/日本証券業協会